

一般廃棄物収集運搬業等に係る許可更新申請要領

- 1 提出期間 令和6年1月31日（水）から令和6年2月2日（金）まで
午前9時から午後4時30分まで
（午後0から午後1時までの間は除く。）
- 2 提出先 三木市市民生活部生活環境課（三木市役所2階）に持参して下さい。
※事前に連絡頂けるとスムーズに受付できます。
- 3 提出部数 2部（市への提出用正本1部と、事業者様の控え用副本1部）
※A4版フラットファイルにチェックリストを一番上にして、チェックリストの番号順に綴じて提出して下さい。
- 4 申請書類 別紙、リストのとおり
 - ・リスト1・・・一般廃棄物収集運搬業
 - ・リスト2・・・浄化槽清掃業
 - ・リスト3・・・一般廃棄物処分業（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第2項に規定する食品廃棄物等に限る）
- 5 手数料 10,000円（申請書類提出時にお支払い願います。）
- 6 留意事項 (1) 申請書及び手数料につきましては、許可毎に必要なになります。
(2) 浄化槽清掃業の許可申請をする場合で、一般廃棄物収集運搬業の許可申請も同時に行う場合は、書類の内、一部コピーでも可能なものがあります。詳しくは、リスト2を参照して下さい。
(3) ご不明な点等については、下記までお問い合わせください。

照会先 〒673-0492 三木市上の丸町10番30号

三木市役所 市民生活部 生活環境課 環境政策・消費者行政係
担当 石川・久保

電話0794-82-2000（内線2384・2389）